

「次世代ブロードバンド戦略2010（案）」に対する意見

平成18年7月27日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 高度通信網振興課 御中

郵便番号 105-7304
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏名 (ふりがな) ソフトバンクBB株式会社
代表取締役社長 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 孫 正義 そん まさよし

郵便番号 105-7304
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏名 (ふりがな) B Bテクノロジー株式会社
代表取締役社長 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 孫 正義 そん まさよし

郵便番号 105-7316
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏名 (ふりがな) 日本テレコム株式会社
代表取締役社長 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 倉重 英樹 くらしげ ひでき

「次世代ブロードバンド戦略2010（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. ブロードバンドの整備促進のための公正な競争環境の確保について

戦略の策定者および競争政策の立案者と、戦略実現の主体が異なることから、本戦略案で掲げられている目標達成のためには、先般の「2005年度（平成17年度）電気通信事業分野における競争評価（案）」に対する事業者等からの意見も踏まえ、戦略の実現主体層においても十分に理解の得られる、フィージビリティのある具体的な競争政策を競争政策の立案者である政府において、早期に明示していただくことを要望致します。

2. ブロードバンドの整備のためのFTTH接続料の見直しについて

FTTHを中心とした超高速ブロードバンドを整備する目的は、ユーザの利便性を向上させることにあり、ユーザがFTTHサービスを利用しやすい環境を整備することが必要です。ユーザがFTTHを利用しやすくするためには、ユーザ利用料金を値下げすることが効果的であると考えます。

FTTHのユーザ利用料金の低廉化は、公正競争環境を整備することによって実現可能です。具体的には、NTT東西や電力系事業者以外のFTTHサービス提供事業者の参入や事業展開を促し、電柱非所有者も競争に参加できるような環境構築が必要です。

しかし、現状のNTT東西のFTTH接続料は接続事業者がFTTHサービスを提供するための採算ラインを遥かに上回っているため、FTTHサービス提供事業者の新規参入や事業展開が困難な状況にあります。従って、光ファイバの法定耐用期間を実態に即して見直しを行う等の各種措置を実施し、FTTHの接続料金が値下げされることを要望致します。

3. ブロードバンドの利活用について

本戦略案で掲げられている「2010年度までに超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする」という整備目標に比べ、ブロードバンド整備後の利活用に関わる方策の目標が具体性に欠けていると考えます。

整備したブロードバンドを実際にユーザに利活用してもらうことが重要であり、ブロードバンドの世帯カバー率だけでなく、加入率の数値目標も設定すべきであると考えます。

超高速ブロードバンドの利活用イメージについては8ページにいくつか事例が記載されていますが、利活用に関して具体的な目標、例えば「遠隔診断が必要な地域の100%において利用可能にする」等を設定しておくことが望ましいと考えます。

電子政府化の推進については、利用率向上のために、電子申請を行うユーザの利便性を更に向上させる等の工夫が必要であると考えます。

利活用イメージを明確にすることによって、ユーザに超高速ブロードバンドの必要性を認識してもらうことにより、地域ごとの整備目標が設定しやすくなると考えます。

4. 線路敷設基盤の開放促進について

現状では、アクセス部分のボトルネック性の影響が大きく、すでに線路敷設基盤を保有する事業者以外は新たにアクセス回線設備を整備することが困難であり、設備競争の促進だけでは、FTTHサービスをはじめとするブロードバンドサービスの競争環境整備には、限界があります。

実際、FTTHサービスの提供において、接続事業者は既存設備を持たないため、新規サービス提供時にゼロから始めなければならず、すでに線路敷設基盤を保有する事業者に比べ、電柱添架等の各種手続きや工事に時間と費用がかかります。

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会が開催され、接続事業者がFTTHサービスを提供するための各種手続きの簡素化が検討されていますが、接続事業者が要望しているNTT東西と同等の自前敷設が可能な環境は、いまだに整備されておられません。

従って、特にアクセス部分については、引き続きサービス競争促進のための公正競争ルール整備が重要であると考えます。

5. 光引込線の有効利用について

現状、総務省、国土交通省、あるいは先進的な東京都のガイドラインにおいても、光引込線について、残置を推奨するような明確なガイドラインや規定がありません。

そのため、FTTHサービスを利用していた賃貸住宅等の居住者が退去する場合には、原則、光引込線を撤去せざるを得なくなっており、入居者が変わる度に、宅内に光引込線を引きなすための工事に時間がかかり、ユーザの利便性を低下させています。

また、接続事業者が敷設した電柱からユーザ宅へのドロップ線は、ユーザがいない期間中においてもNTT東西へ接続料を支払わねばならず、これを回避するため、ドロップ線を取り外す工事を実施しています。

資源の有効利用と本戦略案で提示している超高速ブロードバンドの利用環境整備を図る観点からも、電話サービスのメタル線の宅内引込線が再利用されているのと同様に、FTTH

サービスの光引込線が再利用できるよう総務省、国土交通省、並びに東京都が何らかのガイドライン等を打ち出すことを要望致します。

以上